

社会福祉法人おおすぎ後援会会則

(名称)

第1条 本会は、社会福祉法人おおすぎ後援会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、三重県度会郡~~大宮町大字~~大紀町滝原「れんげの里」内に置く。*3

(目的)

第3条 本会は、社会福祉法人おおすぎ（以下、おおすぎという）の運営する社会福祉事業の趣旨に賛同する個人、団体・法人が、その社会福祉事業活動の発展のための支援を行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) おおすぎの運営する社会福祉事業への理解と関心を高めるための支援活動
- (2) おおすぎの運営資金への援助活動
- (3) おおすぎの運営する社会福祉事業の利用者の福祉の向上のための支援活動
- (4) 後援会会報の発行（年1回：但し臨時発行については都度）*1
- (5) その他、本会がその目的達成のため必要と認めた活動

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的及び活動の趣旨に賛同する個人、団体・法人とし、以下のように構成する。

- (1) 正会員：本会の活動に直接係わる個人
- (2) 賛助会員：継続的に、おおすぎの運営資金に援助を行う個人、団体・法人
- (3) 特別賛助会員：都度、おおすぎの運営資金に援助を行う個人、団体・法人

(会費)

第6条 本会の会員は、以下のように年会費を納入する。

- (1) 正会員：1口 5,000円（1口以上、何口でも可）
- (2) 賛助会員（個人）：1口 1,000円（1口以上、何口でも可）*2
- (3) 賛助会員（団体・法人）：1口 10,000円（1口以上、何口でも可）

(役員)

第7条 本会の役員は、以下のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 3～5名

- (5) 事務局 1名
- (6) 会計監査 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長及び会計監査は、正会員の中から、総会において選出する。

- 2 会計、幹事及び事務局は、総会に諮って、会長が正会員の中から委嘱する。*1

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。また、任期途中の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了しても後任者が選出されるまでの間は、なおその任にあたるものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、以下の職務を行う。

- (1) 総会の招集
- (2) 役員会の招集及び同会の議長
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、以下の職務を行う。
 - (1) 本会の予算の立案
 - (2) 総会で承認された予算に基づく会計事務の処理
 - (3) 決算報告
 - (4) 本会の資産管理
- 4 幹事は、本会の会務を企画し、執行する。
- 5 事務局は、以下の職務を行う。
 - (1) 会長の指示による本会の庶務
 - (2) 総会及び役員会の議事、その他本会の活動に関する重要事項の記録と保管
 - (3) 後援会報の発行
- 6 会計監査は、年1回の会計監査を行い、総会において監査報告を行う。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、原則として年1回定期的で開催する。ただし、会長が必要と認めた場合及び正会員の3分の2以上の要請があった場合には、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて開催し、総会に提出する議案その他会務に関する事項について審議する。

(総会)

第12条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。また、委任状による出席を認めることができる。議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

2 総会の議決事項は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、全役員で構成し、総会で決定された事項に基づいて、本会の日常的な運営にあたるものとする。また、緊急事項については総会に代わって審議・決定することが出来る。この場合、次の総会で報告を行い承認を得る。

(経費)

第14条 本会の運営経費は、会費・活動収入・その他の収入もってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(旅費)

第16条 本会の運営のために必要ある場合は、旅費を支給するものとする。その額は、おおすぎの旅費規定を準用するものとする。

(入会・脱会)

第17条 本会への入会は、年会費の納入と申込書の提出によって入会できる。

- 2 本会からの脱会は、申し出により何時でもできる。ただし、脱会に際しては、一切の権利要求を認めないものとする。

(付則)

- 1 本会の役員は、別表1（社会福祉法人おおすぎ後援会役員名簿）のとおりとする。
- 2 この会則は、平成13年4月1日より施行する。
- 3 _____部*1は、平成13年7月15日総会にて改正。
- 4 _____部*2は、平成15年7月13日総会にて改正。（3,000円を1,000円に）
- 5 _____部*3は、平成19年7月15日総会にて改正。（大宮町大字を大紀町に）